

# 青森県報

第四千四百四十九号

平成三十年  
五月十四日  
(月曜日)

## 目次

### 告示

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……一

### 公告

○建設業者の許可の取消し……………(三八地域  
県民局) ……一

○右 同……………(同) ……二

### 出先機関

○土地改良事業の工事の完了……………(中  
南地域  
県民局) ……二

○土地改良区の定款変更の認可……………(上  
北地域  
県民局) ……二

## 告 示

青森県告示第三百八十一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成三十年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

五所川原支店 五所川原市字大町

五所川原支店 五所川原市字布屋町

五所川原支店出張所 五所川原市みどり町四丁目

第二号の表中

青い森信用金庫浪打支店 青森市浪打一丁目

を削る。

を削る。

に改め、

を

## 公 告

### 建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 ライズペーパー株式会社

二 代表者の氏名 田口勝美

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字是川字二ツ屋六の一

四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ九)第三〇〇〇八四号

五 取消年月日 平成三十年四月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年四月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社八戸管工業
- 二 代表者の氏名 佐藤賢
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市江陽五丁目一の一五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二五）第一二四八八号
- 五 取消年月日 平成三十年四月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十九年五月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

平成三十年五月十四日

中南地域県民局長 中 平 雅 夫

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
早瀬野	ため池等整備事業	平成三〇・三・二九
手代森	ため池等整備事業	二九・六・一
新放し堰	農業基盤整備促進事業	三〇・三・三三
福島徳下	経営体育成基盤整備事業	二九・六・二六

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、奥入瀬川東部土地改良区の定款の変更を平成三十年四月二十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十年五月十四日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

（発行者・発行人）  
青森市長 島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭